

質疑書回答
(庁用車EVカーシェアリング導入及び使用料)

1	質疑	提出書類に「財務諸表(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、直近2年分)」とあるが、弊社は25年3月に新設された会社であり、該当するような書類がない。その場合、どのようなものを提出すればよいか。
	回答	任意様式で「設立されて1年未満であり該当する書類の提出が不可」である旨の書類を提出ください。(要押印)
2	質疑	提出書類に「市町村税の滞納がないことの証明書(申込日から起算して3ヵ月以内に発行されたもの。複写可)」とあるが、ここでいう市町村税の滞納とは大野城市に対しての納税に関するものか?
	回答	契約予定の事業所が所在する地域の納税に関する証明書を提出してください。(委任支店がある場合は委任支店の所在地、委任がない場合は本店の所在地)
3	質疑	特定業務共同企業体として共同提案を想定しており、自家用自動車有償貸渡業についてはその構成員が取得していればよいか。
	回答	構成員が取得していれば可とします。
4	質疑	特定業務共同企業体として参加申し込みをする場合、それぞれの構成員に関する書類も含め、構成員の1社がまとめて提出してよいか。また、その場合、提出を担う構成員以外からの委任状は不要か。
	回答	代表者がまとめて提出してください。委任状は不要とします。
5	質疑	様式第1号「企画競争参加申込書」には、代表者印は必要ないのか。
	回答	代表者印は不要です。押印されていたとしても、審査に影響はしません。
6	質疑	様式第8号「確約書」には、代表者印は必要ないのか。
	回答	代表者印は不要です。押印されていたとしても、審査に影響はしません。
7	質疑	6.(3)※ 企画競争参加申込書、確約書は、代表者の印は必要ですか。
	回答	No.5及び6での回答のとおりです。

質疑書回答
(庁用車EVカーシェアリング導入及び使用料)

8	質疑	6. (3) 共同企業体で参加する場合、企画競争参加申込書は全社必要ですか。
	回答	企画競争参加申込書は共同企業体名で代表者が提出してください。
9	質疑	役員一覧は商業登記簿謄本に記載している全員の記載が必要ですか。
	回答	商業登記簿謄本に記載している役員のうち、監査役を除く全員の記載が必要です。
10	質疑	3. 提案上限額 ※2つ目 内訳書を添付し「使用料」とシステム構成費等の初期費用が分かるようにすること。「使用料」とは具体的に何をさすのか。
	回答	以下の①及び②を合算した費用をさします。なお、①は定額として毎月支払うこととしており、②は実際の使用に応じて月締めで支払うこととします。 ①平日9:00から18:00まで本市が庁用車として使用する使用料 ②緊急時等で①以外の時間に庁用車として使用する使用料
11	質疑	下取り車の現物確認、いつ出来ますでしょうか。
	回答	提案書の質疑受付期間である5月15日(木)から5月21日(木)の間に参加資格を認められた事業者に限り、受け付けます。質疑書の提出と同様、電子メールでの提出と電話での受信確認をお願いします。提出時、希望する日時を3つ程度提示してください。
12	質疑	特定業務共同企業体として申請する場合、企画競争参加申込書は構成員ごとに提出するのか、あるいは代表企業名で提出するのか。
	回答	No.8のとおり企画競争参加申込書は共同企業体名で代表者が提出してください。
13	質疑	特定業務共同企業体として申請する場合、確約書、商業登記簿謄本、財務諸表、市町村税の滞納がないことの証明書、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書、使用印鑑届、役員一覧については、それぞれの構成員ごとに書類を準備するという理解でよいのか
	回答	それぞれの構成員ごとに提出をお願いします。 募集要領中、参加資格に「共同企業体による場合は、代表者が下記(1)から(7)の要件を満たし～」としています。全構成事業者が(1)から(7)の要件を満たすことが必要に訂正いたします。 なお、本件については、参加申込書提出時に書類が揃っていない場合は後日提出可とし、提出時点での不足を原因に失格にはいたしません。ただし書類提出後、要件を満たさないことが判明した場合は、失格とします。

質疑書回答
(庁用車EVカーシェアリング導入及び使用料)

14	質疑	装備品「ETC」とはETCカードそのものではなく、「ETC車載器」という理解でよいか。
	回答	ETC車載器としてください。
15	質疑	「カーシェアリングサービス提供時中における緊急時等での庁用車使用料」は、提出する見積書内に具体数値として反映させる必要があるか。それとも、提案書上は想定値やその前提を示しつつも、見積書内では具体的な数字をさせず、実績に応じて精算という形でよいか。
	回答	仕様書別紙にて提示している想定数量を基に具体数値として金額を算出ください。なお、実際の費用は使用実績に応じて精算とします。
16	質疑	「車両の下取り金額は①庁用車使用料または②初期費用に反映させること」とあるが、提出する見積書内に具体数値として反映させる必要があるか。それとも、提案書上は想定値やその前提を示しつつも、見積書内では具体的な数字をさせず、下取り価格が決定した後に、①や②と相殺反映という形でよいか。
	回答	具体数値として反映してください。
17	質疑	「下取り車の詳細については、現物を確認し査定するものとする」とあるが、確認時期はいつになるか。
	回答	No.11での回答のとおりです。
18	質疑	提案上限額81,313,100円(消費税及び地方消費税を含む)について、こちらは補助金額を考慮した額でしょうか
	回答	仕様書中「7 その他(2)」で記載のとおりです。
19	質疑	お客様にて設置予定の充電器13基について、弊社導入のエネマネ機器による充電制御の提案を考えておりますので事前に現地調査をさせて頂くことは可能でしょうか。またその際充電器の電気系統図、単線結線図等の情報を頂くことは可能でしょうか。
	回答	充電設備の整備については、カーシェアリング導入と同時並行に工事を発注予定であり、現時点で現物がない状態ですが、それによれば現地調査をしていただいて結構です。また、工事発注前であり、図面等の情報を開示することはできません。
20	質疑	本事業に代表企業及び構成員とで協定を締結の上で提案グループを組成して参加を検討しています。しかしながら、出資を募らず参加したい為、様式第10号はそぐわないと考えています。その場合、提案グループの代表企業および構成員と各社役割を参加申込書と合わせて提出すれば良いでしょうか
	回答	様式第10号に代わる「財管様式第3号」を追加いたしました。出資を募らず業務分担での参加を希望の場合は「財管様式第3号」の提出をお願いします。その場合、参加申込書は共同企業体名で代表者が提出してください。

質疑書回答
(庁用車EVカーシェアリング導入及び使用料)

21	質疑	弊社は、大野城市と別エリアでの自家用自動車有償貸渡業の許可を得ていますが、大野城市エリアにおいては、優先交渉権者に選定された上で、運用開始までに許可取得を行う予定にしていますが、問題ないでしょうか
	回答	許可であれば、募集要領中「5. 参加資格(8)」に記載のとおり、提案書提出時までに取得ください。 営業に関する届出であれば、運用開始までで問題ありません。
22	質疑	「『5. 参加資格』の(2)の要件を満たす場合は、6～11の書類は不要」との記載がありますが、これは5～10の間違いでしょうか。
	回答	ご指摘のとおりです。申し訳ございません。
23	質疑	企画競争参加申込書に記載されている①～⑧の資料(5/7提出資料)は、「質疑20」の提案グループを組む場合、代表会社分のみで良いか、それとも構成員分も必要ですか。
	回答	No.8のとおり企画競争参加申込書は共同企業体名で代表者が提出してください。
24	質疑	下取り車の詳細については、現物を確認し査定するものと記載がありますが、事前に調査することは可能でしょうか。 下取り価格を料金に反映するためにも、電気設備の調査と合わせてお伺いできればと考えています。
	回答	下取り車については、No.11での回答のとおりです。 電気設備については、No.19で回答しているとおり、現物はない状況での調査なら構いません。
25	質疑	企画競争参加申込書や確約書等、様式に「印」の記載が無いものについては押印無しで提出可能との認識で良いでしょうか。
	回答	様式に「印」の記載が無いものについては押印無しで提出可能です。